



東北大学

みんなが主役
多様な性に関するガイドライン

東北大学

[令和5年3月]



東北大学

I. 東北大学 DEI 宣言と多様な性を尊重する基本理念	3
II. 多様な性を尊重する環境の実現に向けて	4
1. セクシュアリティとは	
2. 用語について	
3. 多様な性への対応について	
4. 無意識のバイアスについて	
5. カミングアウトや相談を受けたとき	
6. アウティングの厳禁	
7. 性別、性的指向および性自認に関わる人権侵害の防止	
III. 本学の対応	
III-1. 学生	6
1. 名前と性別の変更について	
2. 性別情報の取扱いについて	
3. 授業について	
4. 学生生活について	
5. 留学について	
6. 就職活動・キャリア支援について	
III-2. 教職員	9
1. 名前と性別の変更について	
2. 性別情報の取扱いについて	
3. 福利厚生や人事制度について	
IV. 相談窓口	10
1. 手続きの窓口	
2. 相談窓口	
V. 参考	12
1. 性の多様性についてもっと知りたい	
2. 多目的トイレの場所	

I. 東北大学 DEI 宣言と多様な性を尊重する基本理念

東北大学は1907年の設立当初より、開学の理念の一つとして「門戸開放」を掲げて、多様な人々に入学の扉を開きました。1913年には日本の大学(旧帝国大学)で初めての女子大学生を受け入れたほか、留学生にも早くから門戸を開いて、黎明期から多様性に富んだ環境や意識を育んできました。

今も大学の多様な構成員のすべてを尊重する環境の実現に向けた努力は続けられています。日常的に存在する無意識のバイアスに気づき、大学内のすべての構成員の尊厳が守られるよう、2021年に「国立大学法人東北大学における人権擁護及び人権侵害防止に関する基本方針」を策定し、「社会的身分、門地、信条、障がい、性別、性的指向及び性自認その他の理由による不当な差別」(同方針「3. 人権侵害の定義」)の根絶のための基本方針を打ち出しました。そして、2022年本学は、これまでの宣言、行動指針、基本方針を継承し、さらに発展させるために「東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DEI)推進宣言」において多様性、公正性、包摂性を理念として掲げ、全ての構成員が多様性を尊重し、かつ、全ての構成員の多様性が尊重されるよう、意識啓発や環境・制度整備を促進することを国内外に宣言しました。

近年、多様な性に関する認識が広がっていく中、適正な対応が求められています。本ガイドラインは、本学でも学生および教職員が学業・研究・職務の遂行において、多様な性を尊重する環境を実現することを目的として作られており、その方針と具体的な対応の内容を示しています。ただ、現状では不十分・不完全な対応に留まる問題が多いことも確かであり、また今後想定外の課題も現れる可能性があります。そのような問題や課題については、皆様と共に対応策や解決策を探り、よりよい環境の実現に向け努力してまいります。さらに、多様な性を尊重する環境を含む様々な DEI 環境の実現に向けて、ワンストップの相談窓口をはじめとする各種制度や施設の整備と拡充、そして構成員の意識啓発を促進します。

【多様な性を尊重する本学の基本理念】

- ◆ 全ての構成員の平等な人権を尊重し、DEI を推進します。
- ◆ 多様な性のあり方が尊重されるよう、意識啓発や環境・制度整備を促進します。
- ◆ 多様な性のあり方に寄り添い、性のあり方によって差別しません。
- ◆ 性のあり方によって受ける不便や不利益を減らすよう努力し、今すぐ解決できないことでも、話し合いを重ねて未来志向で共に歩みます。

II. 多様な性を尊重する環境の実現に向けて

1. セクシュアリティとは

セクシュアリティ(性のあり様)は、人間の性のあり方全般を表す言葉です。これまでセクシュアリティは時代や文化とともに定義され、男女として固着されて制度化されてきました。昨今、社会で決められたセクシュアリティを見直し、多様なセクシュアリティが認められ、ありのままの各々のセクシュアリティを尊重することが目指されています。

個人のセクシュアリティは、身体的性(からだの性)、性自認(こころの性)、性的指向(好きになる性)、性表現(ふるまう性)の4要素からなると言われています。セクシュアリティにはグラデーションがあると表現されることもあるように、これらの要素は必ずしも男女に二分できるものではなく、中間もあれば、変わることもあるという意味でも、セクシュアリティは多様であると言えます。

2. 用語について

「LGBTQ+」は、性的マイノリティだけを表す言葉です。一方、異性愛や身体と心の性が一致している人も含めた全ての人の性の多様性を表す、SOGI(ソジ: Sexual Orientation/Gender Identityの略語)あるいはSOGIE(ソジー: Gender Expression(性表現)を含めた略語)という言葉も使われるようになっていきます。本ガイドラインでは、全ての人を包摂する表現としてSOGIという言葉を使用します。

3. 多様な性への対応について

多様な性について、理解しようとすることから始めましょう。性のあり様は人それぞれであることを自然として受けとめ、偏見や差別的な言動に気をつけることが必要です。互いに相手を尊重することによって、誰もが気持ちよく安心して過ごせる関係や環境を作っていきます。

<具体的事例として>

- ・見た目で性別を分ける発言に注意しましょう。「あちらの女子・・・」「その男子学生」などの発言が当事者に不快感を与えることがあります。
- ・呼称については、共通して「さん」を使用すること、または本人の要望に沿った呼称を使用することを提案します。
- ・「オカマ」、「ホモ」、「レズ」など、差別的なニュアンスを持つ言葉は使わないようにしましょう。
- ・「彼氏は?」「彼女いる?」といった発言を不快に感じる人もいます。異性への恋愛に興味がない人がいることも知っておきましょう。

4. 無意識のバイアスについて

我々は常に無意識のバイアスを持っています。多様な性に関しても無意識のバイアスがあることを知り、自分の言動を相手が不快に感じていると気づいたら、すぐに修正するようにしましょう。常に気をつけようとする気持ちと、相互に尊重しあうコミュニケーションのあり方を身につけていくことで改善していくことができます。

II. 多様な性を尊重する環境の実現に向けて

5. カミングアウトや相談を受けたとき

性的マイノリティであることを本人が自発的に他人に明かすことが「カミングアウト」です。カミングアウトは「しなければならないこと」ではなく、自分のセクシュアリティについて人に話すかどうかは「本人が決めること」です。本人の自己決定が尊重されます。他人がカミングアウトを強要することはあってはなりません。

もしセクシュアリティ(性のあり様)についてカミングアウトされたら、まずは思いを受け止めましょう。本人が望む対応を実現するために、他の人に情報を伝える必要がある場合は、誰にどこまで話してよいか、事前に本人と相談し確認しましょう。情報を受けた教職員は、その情報を守秘する責務を負います。

カミングアウトを受けて対応などに関わる相談をしたい場合は、IVに掲載されている相談窓口に相談しましょう。

6. アウティングの厳禁

アウティングとはセクシュアリティについて本人の許可なく他の人に伝え暴露することです。アウティングは当事者に大きな精神的苦痛を与えます。絶対に行ってはなりません。

7. 性別、性的指向および性自認に関わる人権侵害の防止

本学はいかなる人権侵害も容認しません。人権侵害とは、「社会的身分、門地、人種、信条、障がい、性別、性的指向及び性自認その他の理由による不当な差別その他の人権を侵害する行為」を言います(「国立大学法人東北大学における人権擁護及び人権侵害防止に関する基本方針」)。また、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、教育研究ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに該当する人権侵害行為を言います(「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」)。

SOGI ハラスメント

SOGI に関する差別的な言動や嫌がらせを SOGI ハラスメントといいます。国連人権理事会は2007 年に SOGI などの属性による差別は人権侵害であることを明記した「ジョグジャカルタ原則」を承認しました。また、2016 年には、「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」決議を採択しました。国内では、男女雇用機会均等法のセクハラ防止指針改正により、SOGI によるセクハラもハラスメントの対象となることが明文化されました(2017 年1月施行)。

III. 本学の対応

本学では性多様性について、現時点で以下のように対応しています。今後もさらに、よりよい環境の実現に向け努力してまいります。

III-1. 学生

1. 名前と性別の変更について できます

担当窓口：【所属学部・研究科の教務係】

学籍簿に記載する名前は、原則として戸籍上の名前（以下「戸籍名」という。）としますが、入学時または在学中に、旧姓または通称名使用の申し出がある場合には、旧姓または通称名と戸籍名との相違に関する説明責任は申請者が負うことを条件に、変更理由を確認のうえで認められます。通称名の使用を希望する場合は、所属する学部・研究科の教務係に申し出てください。

戸籍上の性別が変更された場合は学籍簿上の性別情報の変更が必要ですので、所属する学部・研究科の教務係に申し出てください。

通称名使用について不安や疑問がある場合は、学生相談・特別支援センター 学生相談所へ相談してください。

■ 変更手続き

- ① 所属する学部・研究科の教務係で自認する性に基づく通称名の使用を希望することについて相談してください。教務係は変更の理由について確認するとともに、変更にもなう注意事項について説明します。
- ② 申請者は所定用紙（「身上変更届」及び「変更後の不利益についての承諾書」）を学部・研究科の教務係に提出してください。

■ 注意

※ 名前変更後は、システムの関係上、本学が発行する証明書などについては通称名で発行されます。

通称名と戸籍名との相違に関する説明責任は申請者が負うことをご承知おきください。

※ なお、通称名の使用を認められた場合も、TA 業務などで大学との雇用関係が生じた場合や海外出張の旅費手続きなど税務処理が必要となる場合には、大学へ提出する書類は戸籍名での記載が必要になります。また、雇用関係で大学から発行される書類（源泉徴収票など）も戸籍名になります。これらは現状の法的制約によるものです。

2. 性別情報の取扱いについて 注意して行い、記載をできるだけなくします

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取扱います。特に名簿と学務情報システムでの性別情報の取扱いについて、以下のように対応しています。なお、今後も、性別情報が慎重に取り扱われるよう、周知・徹底を図りながら、改善します。

① 名簿への性別欄について

名簿の性別欄をできるだけ廃止するよう学内で周知を図っていきます。なお、性別を含む名簿を利用する必要がある場合には、守秘義務を順守し、学生の不利益とならないように留意します。

III. 本学の対応

② 大学が発行する証明書などの性別の記載

本学が発行するすべての証明書(成績証明書や学位記など)には性別の記載がありません。ただし、健康診断証明書(性別記載について相談できます)を外部に提出する場合や、他の団体や組織にそれぞれの指定の様式で書類を提出する場合に、性別の記載が求められることがあります。

③ 大学に提出する諸書類における性別情報の記入

性別情報が不可欠な場合は、男、女、その他、無回答の選択肢を設けるよう改善を進めます。

本学に提出する諸書類においても性別情報欄をできるだけ廃止するよう学内で周知を図っていきます。

3. 授業について

担当窓口：全学教育科目【教務課 全学教育実施係】

専門教育科目【各学部・研究科 教務係】

(1) 全学教育科目「スポーツ A」、「スポーツ B」などの体育科目の履修 相談してください

履修、更衣室、用具の配慮などについて相談したい場合は、授業担当教員または教務課全学教育実施係までご相談ください。

種目などの性質上、競技中に人と接触する場面もあるかもしれません。各教員が工夫し接触の可能性を減らすことにしておりますので、心配なことがあれば気軽に相談してください。

(2) 専門科目などの履修 相談してください

学部・研究科の専門教育科目など(実習などを含む)の履修や更衣室などについて相談したい場合は、各学部・研究科教務係へご相談ください。

(例：着替えが必要な場合に男子ロッカーと女子ロッカーを割り当てられる、実習が宿泊を伴って行われる、など。宿泊をとまなう実習の際には個室での宿泊を可能にすることで対応した例もあります。)

(3) 授業などでの対応 相談してください

授業において不必要に性別に基づくグループ分けを行わないよう改善していきます。また、人に対して用いる呼称は、男女で使い分けず共通に「さん」を使用すること、または本人の要望に沿った呼称を使用することを提案してします。

III. 本学の対応

4. 学生生活について

(1) 健康診断 相談してください

担当窓口：【保健管理センター】

本学で実施する定期健康診断、および各種の健康診断について、性自認による別日程の対応を希望する場合は、個別に対応しております。健康診断にあたって大学から送付する案内文に書かれている専用のメールアドレスを通してご相談ください。

(2) 学内トイレについて 改善していきます

学内の多目的トイレはどなたでも利用することができます。更衣室として活用することもできます。今後、多目的トイレを「だれでもトイレ」と呼称することや、性別にかかわらず利用可能な「オールジェンダートイレ」を設置することなどを検討していきます。

(3) 学生寮 相談してください

担当窓口：【学生支援課】

本学には、日本人学生が入居できる6つの学寮(男子寮5つ、女子寮1つ)、留学生と日本人学生両方が入居できる7つのユニバーシティ・ハウス、留学生のみ入居できる国際交流会館があります。基本は個室となっていますが、男女の共有スペースや居室の男女フロア分けなどの設備面や運用面は建物毎に異なります。配慮が必要な場合は、入居申請時に担当窓口までご相談ください。

(4) 授業などや入学式・卒業式での服装と身なり ダイバーシティを尊重します

本学では、ダイバーシティ推進の観点から、普段の授業など、さらには入学式や卒業式において多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。式典ではその場にふさわしい服装や身なりであれば、和装、民族衣装など、多様なアイデンティティに即した服装や身なりでの参加も尊重します。

(5) 課外活動 相談してください

担当窓口：【学生支援課活動支援係】

更衣室の使用などについて相談したい場合は、学生支援課活動支援係にご相談ください。

5. 留学について

(1) 日本から海外へ(派遣学生) 相談してください

担当窓口：【留学生課】

学生の多様性に配慮し、留学相談において性別についての確認は行っていません。

なお、交換留学にかかる派遣交換留学生候補者調書、募集説明会参加申し込みなどにおける性別の選択において、「男性」「女性」に加え「その他」「無回答」の選択肢も準備し、配慮するとともに、留学の際に生じる疑問や不安に対する対応もグローバルラーニングセンターで相談を受け付けております。

III. 本学の対応

(2) 海外から日本へ(留学生) 相談してください

・正規課程への入学を希望する方

受験及び修学上の配慮を必要とする入学志願者のための相談を受け付けていますので、出願に先立ち、学部・研究科の担当係にお問い合わせください。申出があったことを理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

・非正規課程への入学を希望する方(研究生や交換留学で本学に在籍を希望する方)

出願に先立ち、受入教員またはプログラム担当教員にご相談ください。

6. 就職活動・キャリア支援について

担当窓口:【キャリア支援センター】

インターンシップや就職活動について不安を感じる場合には、キャリア支援センターにご相談ください。LGBTフレンドリーな企業のリストなどを準備しています。必要に応じて、学生相談・特別支援センターとも連携して対応いたします。

III-2. 教職員

1. 名前と性別の変更について 改善していきます

担当窓口:【所属部局の人事担当係】

本学における教職員の名前は、戸籍名を原則としていますが、旧姓の使用は可能です。現在は通称名の使用は認めておりません。戸籍名を原則としているのは、自治体などとのやり取りで戸籍名を使用する必要があり、関連する書類は戸籍名での作成となるためです。いわゆる「同性パートナーシップ制度」の制定など、自治体などの今後の対応を踏まえて、旧姓以外の通称名の使用について検討していきます。なお、戸籍上の名前・性に変更された場合は本学の登録情報も変更が必要です。所属部局の人事担当係へ氏名変更届(及び旧姓使用・中止届)及び戸籍謄(抄)本をご提示ください。(戸籍謄(抄)本は写し可)

2. 性別情報の取扱いについて 慎重に取り扱います

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取扱います。

3. 福利厚生や人事制度について 相談してください

担当窓口:【所属部局の人事担当係】

妊娠・出産・育児にかかる休暇などの制度は、性別によって利用できる制度が異なる場合があります。それぞれの制度の利用についてご不明な点がある場合は、所属部局の人事担当係へご相談ください。本学では、性的マイノリティを理由に人事においていかなる差別もしません。

IV. 相談窓口

多様な性に関わる手続きや困りごとについては、以下の窓口にご相談することができます。相談の秘密は守られますので、どうぞ安心してご利用ください。学内の他の担当窓口との連携が必要になる場合は、相談者ご自身の同意を得た上で行います。

1. 手続きの窓口

上記の手続きについては、各項目の担当窓口へ直接ご相談ください。

どの窓口へ相談したらよいかわからない場合や、それぞれの手続きの窓口での相談が不安な場合は、次の「2. 相談窓口」へご相談ください。

2. 相談窓口

多様な性を含むさまざまな内容について、相談に応じています。相談内容について、秘密は厳密に守られます。相談者ご自身の同意を得ずに、相談内容が外部に漏れることはありません。どうぞ気軽にご利用ください。

学 生 学生相談・特別支援センター 学生相談所

- ・専門の相談員（臨床心理士）が相談に応じます。
- ・教職員、ご家族など、学生の関係者からの相談にも対応しています。

022-795-7833

gakuso@ihe.tohoku.ac.jp

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

教職員 職員相談室

- ・専任の相談員が相談に応じます。

022-217-4967

soudan@grp.tohoku.ac.jp

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/sodan/>

学生および教職員 外部相談窓口

- ・ハラスメント、健康、メンタルヘルスに関する外部相談窓口
 - ・学生向けには現在はハラスメントに関する相談のみになります。
- <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/sodan/external/index.htm>

IV. 相談窓口

そのほかの学外の窓口の例

- SOGI の悩みについて多くの相談窓口があります。
- よりそいホットライン セクシュアルマイノリティ専門ライン
0120-279-226(被災地)／0120-279-338(全国)
- みやぎ男女共同参画相談室「LGBT(性的マイノリティ)相談」
022-211-2570
毎月第2・第4火曜日 正午から午後4時まで 予約不要 相談無料(祝日・年末年始などの休日は除く)
- * 今後各相談窓口との連携をはかりながら、みなさんが気兼ねなく相談できるワンストップ相談体制の整備を進めます。
- * 相談窓口がわからない場合や疑問がある場合は、男女共同参画推進センターまでご連絡ください。

男女共同参画推進センター

022-217-6092

<http://tumug.tohoku.ac.jp/soudan/>

V. 参考

1. 性の多様性についてもっと知りたい

▶ 性のグラデーションとは

性を「男」と「女」の二分法ではなく、多様性の中で捉えましょう。あなた自身は、どれくらい確信をもって自分が男性あるいは女性だと思いますか？ 100%男性、あるいは 100%女性と言えるでしょうか。「男性である」あるいは「女性である」ということの決定的な判断基準は、何でしょうか。

性のグラデーションとは人によって、多様な性のあり方を表す言葉であります。以下、よく使われている関連用語を紹介します。他にも多様な性を表す用語はたくさんあります。

▶ 性のグラデーションを決める多様な要因と用語

(他にも多様な要因が考えられますが、ここでは代表的な概念のみを提示しています。ご了承ください)

■ 身体的性(からだの性)=Sex Assigned at Birth

■ 性自認(こころの性)=Gender Identity

- ・シスジェンダー (Cis): からだの性とこころの性が同じ人
- ・トランスジェンダー(Trans): からだの性とこころの性が異なる人
- ・エックスジェンダー(X): こころの性が男女どちらでもない人
- ・クエスチョニング(Q): こころの性や好きになる性が定まっていない／定めていない人

■ 性的指向(好きになる性)=Sexual Orientation

- ・ヘテロセクシュアル: 異性愛者
- ・レズビアン(L): こころの性が女性で好きになる性も女の人
- ・ゲイ(G): こころの性が男性で好きになる性も男の人
- ・バイセクシュアル(B): 好きになる性が男女両方の人
- ・アセクシュアル(A): 好きになる性がない人
- ・パンセクシュアル(P): 好きになる性が男女に限らない人

■ 性表現(ふるまう性)=Gender Expression

見た目や言動などで表す性です。言葉遣い、身振り、服装などが含まれます。自分の性をどのように表現するのかは自由です。

▶ アライとは

アライ(Ally)とは、同盟・支援者という意味で、性的マイノリティのことを理解し、支援しようとする人のことを指します。「多様な性」はすべての方に関わることであり、性的マイノリティ当事者だけの問題ではありません。そのような考えに賛同し、理解者として一步一步学びながら共に歩むという姿勢があれば、誰でもアライになることができます。本学には、性的マイノリティ当事者の居場所づくりや、性的マイノリティに理解・関心のある人々同士で学びあうためのサークルとして、「東北大学性を考えるサークル AROW」(大学認可サークル)などの学生団体が結成されています。

V. 参考

2. 多目的トイレの場所

現在整備されている多目的トイレの場所については以下のバリアフリーマップ(身体障害者用トイレ)を参照してください。

＊ 東北大学バリアフリーマップ

① 片平キャンパス

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/img_all/accessmap_katahira.pdf

② 川内北キャンパス

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/wp-content/uploads/2021/12/82257913178a56b20c43405b714b50c1.pdf>

③ 川内南キャンパス

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/a5959224e6e2e25d783acb0f7d61978e.pdf>

④ 青葉山キャンパス

(青葉山北キャンパス)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/img_all/accessibility_aobayama_north.pdf

(青葉山東キャンパス:東)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/img_all/accessibility_aobayama_east_e.pdf

(青葉山東キャンパス:西)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/img_all/accessibility_aobayama_east_w.pdf

(青葉山新キャンパス)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/img_all/accessibility_aobayama_new.pdf

⑤ 星陵キャンパス

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/aa83962c2924739f99dd69424eb81758.pdf>

2023 年 3 月 ガイドライン公開

多様な性に関するガイドライン策定ワーキンググループ

ガイドラインの内容について疑問がある場合、ガイドラインに示す指針について
ご意見がある場合は、男女共同参画推進センターまでご連絡ください。

男女共同参画推進センター

022-217-6092

<http://tumug.tohoku.ac.jp/soudan/>